

# 相楽東部広域連合社会教育委員条例

平成 21 年 3 月 13 日  
条 例 第 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第 15 条及び第 18 条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(社会教育委員の設置)

第 2 条 相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(定数等)

第 3 条 委員の定数は、30 名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

(解嘱)

第 6 条 教育委員会は、特別の事情が生じた場合には、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。